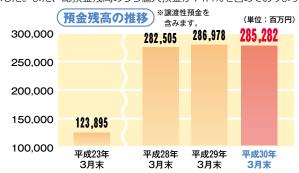
業績ハイライト

平成29年度は、中期経営計画「あぶくまスクラム強化3ヵ年計画」の最終年を迎え、 前年に引き続き、地域密着型金融を、役職員一丸となって取り組んでまいりました。

預金・貸出金の状況

総預金 平成29年度預金残高 2,852億円

幅広いお客様から預け入れをいただきましたが、地域の復興が進み、生活再建や住宅建設に伴う払い出しにより、前年度比16億円の減少となりました。また、総預金残高のうち個人預金が71.4%を占めております。



貸出金 平成29年度貸出金残高 864億円

地域の復興関連資金等に対する積極的な資金供給や地方公共団体向け融資に取り組んだ結果、前年度比45億円の増加となりました。



損益の状況

平成29年度の業績は、おかげさまで当期純利益 8億4千7百万円を計上することができました。







自己資本の状況

平成29年度の自己資本額は、 利益の積み上げにより

334億8千5百万円

となり、財務基盤は万全となって おります。

また自己資本比率は、

国内基準である4%を大きく上回る

32.63% となっております。

自己資本比率について

自己資本比率は、金融機関にとって 体質強化の面からも重視されていま す。金融機関の経営は、資金調達 を預金積金などの外部負債に大部分 を委ねており、自己資本は外部負債 に対する最終担保となるものですか ら、一般的に自己資本比率が高いほ ど財務の健全性が高いと言えます。

(自己資本額・自己資本比率の推移)



不良債権の状況

金融再生法ベースの債権区分による不良債権につきましては 16億9千2百万円となり、不良債権比率は 193% となりました。

金融再生法開示債権

金融再生法開示慎權 (単位:百万					
区 分	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末		
金融再生法上の不良債権	2,046	1,786	1,692		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,532	1,344	1,272		
危険債権	326	59	259		
要管理債権	187	381	159		
正常債権	70,103	81,141	86,218		
債権合計	72,149	82,927	87,911		
不良債権比率	2.84%	2.15%	1.93%		

不良債権額及び不良債権比率の推移





■金融再生法に基づく開示債権の状況

平成30年3月末の金融再生法開示債権の合計額は87,911 百万円です。その中で不良債権とされる合計額は1,692百万円となっております。この不良債権に対しては、担保・保証等による保 全額©と貸倒引当金⑩の合計額である保全額®により97.23%がカバーされており、かつ十分な自己資本を有しておりますので経営体力には問題ありません。

区:	जे -	開示残高	保全額 B	担保・保証等 による回収 見込額©	貸倒 引当金 ①	保全率 <u>B</u> A	引当率
金融再生法上の不良債権	平成29年3月末	1,786	1,605	635	970	89.89%	84.30%
並附升上法上97个及損惟	平成30年3月末	1,692	1,645	575	1,070	97.23%	95.81%
破産更生債権及び	平成29年3月末	1,344	1,344	387	956	100.00%	100.00%
これらに準ずる債権	平成30年3月末	1,272	1,272	344	928	100.00%	100.00%
危 険 債 権	平成29年3月末	59	54	52	2	91.75%	32.71%
D C C C C C C C C C	平成30年3月末	259	241	101	139	92.90%	88.33%
要管理債権	平成29年3月末	381	206	195	10	54.00%	5.75%
安管理俱惟	平成30年3月末	159	131	129	2	82.24%	7.26%
正常債権	平成29年3月末	81,141	_	_	_	_	_
正常債権	平成30年3月末	86,218	_	_	_	_	_
Δ =1	平成29年3月末	82,927	_	_	_	_	_
合 計	平成30年3月末	87,911	_	_	_	_	_

■信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況

リスク管理債権の合計額は1,692百万円となっております。この債権に対しては、担保・保証等による保全額®と貸倒引当金©により97.23%がカバーされており、かつ十分な自己資本を有しておりますので経営体力には問題ありません。

								(単位:白万円)	
		Σ	ζ	分	残高A	担保·保証®	貸倒引当金©	保全率 <u>B+C</u> A	
破	綻 ダ	も 債	権	平成29年3月末	197	_	197	100.00%	
拟又	ルンフ	1月	惟	平成30年3月末	519	72	446	100.00%	
延	滞	債	権	平成29年3月末	1,206	439	761	99.59%	
遲	冲	貝	貝	惟	平成30年3月末	1,013	373	621	98.18%
3	カ 月	1 以	上	平成29年3月末	11	11	_	100.00%	
延	滞	債	権	平成30年3月末	0	_	0	1.38%	
貸	出	条	件	平成29年3月末	370	184	10	52.56%	
緩	和	債	権	平成30年3月末	158	129	2	82.62%	
	Δ	=1		平成29年3月末	1,786	635	970	89.89%	
	合 計			平成30年3月末	1,692	575	1,070	97.23%	

経営改善支援

平成29年度経営改善支援先の取り組み実績

当金庫では、取引先企業の経営目標や経営課題の解決に向けて、外部専門機関とも連携し、各ステージに合わせたコンサルティング機能を発揮し、最適な提案を行うことにより支援を図っております。

債務者区分	期初 債務者数 A	うち経営改善 支援取組先 α	αのうち 期末に区分が 上昇した先 β	aのうち期末 に区分が変化 しなかった先 Y	αのうち 経営改善計画 を策定した先 δ	経営改善 支援取組率 α/Α	ランク アップ 率 β/α	経営改善 計画策定率 δ/α
正常先	699	5	_	4	1	0.7%	0.0%	20.0%
その他要注意先	217	31	3	26	21	14.2%	9.6%	67.7%
要管理先	7	3	_	2	2	42.8%	0.0%	66.6%
破綻懸念先	2	1	_	1	1	50.0%	0.0%	100.0%
実質破綻先	25	_	_	_	_	_	_	_
破綻先	2	_	_	_	_	_	_	_
合 計	952	40	3	33	25	4.2%	7.5%	62.5%

(注)みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。

経営者保証に関するガイドライン

■経営者保証に関するガイドラインへの取り組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や 内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入や保証債務整理の 相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備していま す。また、経営者保証の必然性については、お客様との丁寧 な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を 把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討す るなど、適切な対応に努めています。

項目	平成29年度
新規に無保証で融資した件数	33件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	5.67%
保証契約を解除した件数	9件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	O件

(単位: 先数、%)

お客様への支援活動

当金庫では、「地域密着型金融の取り組みを強化し、 地域経済の活性化に全力で取り組む」ことを基本方針とし、 さまざまな視点から支援を行っております。



中小企業への支援

支援事例 1 基金の活用による支援

当金庫は、平成28年3月に「メットライフ財団」、「ポジティブプラネットジャパン」と協働で設立した「メットライフ財団復興事業みらい基金」を活用して、当金庫営業エリアで意欲的に事業展開に取り組む起業家・事業主に対する助成を通じて地域の復興を支援し、設立以来この2年間で、54件(新規事業助成26件、ローン利子補給13件、事業展開支援15件)に対し支援事業を行いました。当基金は、平成30年3月の贈呈をもって助成期間を満了いたしましたが、今後も助成先による意見交流の場として「みらい会」を設立しました。



第4回贈呈式(平成29年9月7日)



第5回贈呈式・閉会式 (平成30年3月5日)



みらい会設立式・交流会 (平成30年3月5日)

支援事例2

ビジネスマッチ等による販路拡大支援(全国の信用金庫ネットワークの活用)

当金庫は、お取引先の販路開拓・新規仕入先発掘等の支援を行うため、ビジネスマッチイベントに出展企業様と参加しております。 2017 "よい仕事おこし" フェア (平成29年8月22日:23日) ビジネスマッチ東北2017 (平成29年11月9日)



「ふくしま産業賞」を受賞した 株式会社菊池製作所様のPRイベントの様子



出店企業 宮城県山元町 当金庫初の試みとして、地域資源を生かした6次産 業化の推進や加工品のブランド化に取り組んでい る自治体(宮城県山元町)と連携し、より多くの地 元企業の支援図るため出店企業を宮城県山元町と し、町内の5社に対し販路拡大支援を行いました。



出店企業 株式会社ワンダーファーム トマトをテーマとした新時代の農と食の体験型 テーマパーク

お問い合わせ先:福島県いわき市四倉町中島広町1 TEL0246-38-8851

URL http://www.wonder-farm.co.jp/

支援事例3 経営課題解決による支援

当金庫は、平成29年6月26日に「第2回新現役復興支援交流会」を開催いたしました。この交流会は、当金庫の取引先企業が抱えている経営課題の解決を図ることを目的として、大手企業OB等を中心とした「新現役」と呼ばれるシニア人材・専門家が持つ知見やノウハウを活用する人材マッチング制度となります。

当金庫は、この交流会の開催を通じて、取引先企業の経営支援だけでなく、東日本大震災及び福島第一原発事故により、疲弊した地域 経済の活性化にも貢献していきたいと考えております。



開会式の様子(平成29年6月26日)





新現役・専門家との交流会の様子



支援事例4 ネッパン協議会との連携による支援

当金庫は、「一般社団法人 中小・地方・成長企業のためのネット利活用による販路開拓協議会(略称・ネッパン協議会)」との連携による取引先に対する販路開拓支援企画に参加しており、ネット利活用に悩む中小企業にむけて販売力強化支援活動を行っております。平成29年度は、同協議会より講師を招聘し、「ネット利活用による販路拡大セミナー」を開催しました。





ネット利活用による販路拡大セミナーの様子(平成30年1月24日)

支援事例5 若手経営者・後継者の会「あぶくま元気塾」と連携した支援

当金庫は、お取引先の若手経営者、後継者に対して、各種情報を提供する場として「あぶくま元気塾」を主催しております。平成 29 年度の主な活動は、各種マッチングイベントの視察や外部講師による講演会を行いました。



平成29年9月社会保険労務士鈴木慎太郎氏を講師に「労務管理の基本」と題し、各営業エリアを4ブロックに分けてセミナーを開催いたしました。



「あぶくま元気塾」講演会 渡辺経営コンサルタント事務所 渡辺雅文氏より 【いい会社作りの秘訣 ~根っこづくりの経営のすすめ】と題し講演してい ただきました。(平成29年12月4日)

支援事例6 TKCとの連携による支援



TKCとの交流会(情報交換会)(平成29年11月20日) 経済産業省東北経済産業局 産業支援課統括係長 六沢翼氏より「ローカルベンチマークについて」と題し、講演していただきました。

■ 企業を支援する融資商品のご案内





あぶしん職域サポート ローンアシスト

企業の福利厚生をサポート いたします。

当金庫と職域サポート契約 を締結していただいた事業 所にお勤めする皆様に、優 遇金利でサポートする融資 商品です。

地方創生

当金庫では、政府による「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進のため、営業地区内7市町(平成30年6月末現在)と「地域密着総合連携協定」を結び、相互連携関係をより一層強化し、地域の復興に取り組んでおります。 また、当金庫は、信用金庫ネットワークを活用し、地域の交流人口増加に努めております。

① 地域密着総合連携協定と地域への支援活動

地域密着総合連携協定締結先

締結時期	締結先自治体
平成27年11月13日	亘理町(宮城県)
平成27年12月17日	相馬市(福島県)
平成28年 2月29日	南相馬市(福島県)
平成28年 3月15日	新地町(福島県)
平成28年 3月30日	浪江町(福島県)
平成28年 4月25日	広野町(福島県)
平成28年 6月30日	楢葉町(福島県)



広野町へ非常食・非常用飲料水の寄贈 (平成29年4月5日)



楢葉町へ非常食・非常用飲料水の寄贈 (平成29年4月7日)

② 地方創生に係る新商品の販売

地方創生に係る取り組みの一環として「地方創生ローン」の取扱いをしております。本ローンは、法人・個人を問わず幅広い方にご利用いただける商品となっております。また、地域密着総合連携協定締結先の市町において金利優遇の「住宅ローン」、「教育ローン」の取扱いも行っております。

■ 地方創生ローン



■ 住宅ローン



■ 教育ローン



③交流人口増加の取り組み

信用金庫ネットワークを活用したお客様へのサービス向上と地域の PR 等による交流人口増加に取り組みました。





平成29年6月にセデッテかしま(南相馬市鹿島区)において、盛岡信用金庫「もりしん年金友の会」のお客様をお出迎えし、福島県への来訪を歓迎いたしました。

お客様に一千有余の歴史を経て息づく地元の伝統祭り「相馬野馬追」をあしらったうちわを配り、地元の PR を行いました。



地域貢献活動

当金庫では、「地域社会の繁栄と地区住民の豊かな未来を創造する」ことを経営理念とし、地域の「環境・安全・教育・文化」等の活動に対し 積極的に取り組んでいます。



地域貢献の取り組み

取り組み事例 1 植林による海岸地域の災害発生時の減災や地域の環境美化による地域貢献

南相馬市原町区雫地区において、天皇皇后両陛下ご臨席のもと「第69回全国 植樹祭ふくしま2018」が開催され、当金庫においても抽選で選ばれた9名の職 員が「いのちの森」による防災・減災を後世に伝える思いで、参加いたしました。





第69回全国植樹祭ふくしま2018 (平成30年6月10日)

南相馬市小高区において、「花見ふれあい広場 植樹祭」が開催され参加いたしました。



各種地域行事への積極的

な参加による地域貢献

地域社会への積極的な参加を重要な取り組み の一つとして位置づけ、これからも地域行事に積 極的に参加してまいります。



相馬野馬追へ参加

取り組み

事例3



「特別養護老人ホーム福寿園·ケアハウスさくら荘夏祭り」 へ参加(東支店)



「やるしかねぇべ祭」へ参加(新地支店)

取り組み事例2 文化・芸術活動支援による地域貢献

文化・芸術を通し地域の人々の豊かな暮らしに貢献するため、国内外で年間1000回以上の公演活動を行っている秋田県の劇団わらび座によるミュージカル『「KINJIRO!』~本当は面白い二宮金次郎~』を、当金庫と当金庫本店・東支店友の会主催にて上演いたしました。(平成29年8月27日 南相馬市民会館ゆめはっと)



当日は950人を超えるお客さまに観賞していただきました。



ミュージカル上演前に信金中央金庫 中西雅明氏より「ミュージカルをもっと楽しく! ~金次郎のとっておきのお話し~」と題し講演していただきました。

取り組み事例4 スポーツ振興による地域貢献



第1回あぶくま信用金庫杯パークゴルフ大会 (平成29年7月6日) 会場:南相馬市パークゴルフ場

あぶくま信用金庫友の会支店対抗パークゴルフ大会(平成29年9月13日) 会場:南相馬市パークゴルフ場

地域貢献へのあゆみ

当金庫では、年間を通じて文化的・社会的貢献などに 積極的な取り組みをしております。

社会貢献への取組み

平成29年6月15日・10月11日 福島県内信用金庫 -斉クリーン作戦を実施

毎年6月と10月に福島県内信用金庫が 一斉に清掃活動を実施しています。当金 庫は、各店舗周辺の清掃を行いました。



平成29年7月30日 相馬野馬追御行列へ参加

平成29年7月6日

第1回あぶくま信用金庫杯

多数の方に参加いただきました。

今年度より当金庫の冠杯がスタートし、

パークゴルフ大会を開催



4月

5日 広野町への非常食・ 非常用飲料水の寄贈 7日 楢葉町への非常食・ 非常用飲料水の寄贈

16日 小高浮舟まつりへ参加

20日 フレスコキクチ鹿島店 ATMオープン

5月

23-24⊟ 第22回あぶくま くらぶ旅行の実施 6月

1日 東支店ATM増設 1日 詐欺被害防止の ため70歳以上の お客様に対し、 ATM振込の一部 利用制限を開始

15日 福島県内信用金庫 一斉クリーン作戦 の実施

/月

6日 第1回あぶくま信用 金庫杯パークゴルフ 大会を開催

30日 相馬野馬追御行列へ 参加

30日 姥嶽蛇王神社遷座祭 へ参加

各営業店にて地域のお祭り等へ参加

平成29年8月5日



平成29年8月6日

特別養護老人ホーム福寿園・ケア ハウスさくら荘夏祭りに参加(東支店)



平成29年8月11日 広野町サマーフェスティバル夏祭り に参加(広野支店)

富岡夏祭りに参加(富岡支店)

平成29年8月14日 相馬盆踊り大会に参加(相馬支店)

平成29年8月15日 わたりふるさと夏まつりに参加

9月

13日 あぶくま信用金庫

8月

友の会支店対抗 パークゴルフ大会 1日 個人向け信託商品の

取り扱い開始 5日~15日 各営業店にて 地域のお祭り等へ参加

24日 農業高校経営 マーケティングプログラム へ参加(相馬農業高校)

27日 本店・東支店友の会 50周年記念事業の実施 [MUSICAL KINJIRO!]

30日 農業高校経営 マーケティングプログラム へ参加(ふたば未来学園)

お客様満足度 向上への取組み

平成29年5月23日~24日 第22回あぶくまくらぶ旅行の実施

岩手盛岡「ものまね歌謡ショー|&「武家 屋敷散策1の旅を介画し、お客様にご参加 いただきました。



平成29年12月25日 浪江支店において

架空請求詐欺被害を未然に防ぐ

浪江支店において、職員による積極的な 声掛けと警察との連携により架空請求詐 欺被害を未然に防止し、双葉警察署より 感謝状をいただきました。



平成30年3月23日

本部と各営業店で相互通信可能なテレ ビシステムを一部店舗にて導入開始

営業店において対応が難しい専門的な相 談を、テレビシステムを利用し、本部担当 者による対応が可能となりました。





各地区において福祉施設等の 清掃作業を実施

平成29年10月28日 なごみの里福田(新地町)

平成29年11月11日 いいたてホーム(飯舘村)

平成29年12月2日 相馬ホーム(相馬市) 高松ホーム(南相馬市) 花ぶさ苑(広野町) 東洋学園成人部(いわき市)



平成29年12月9日 福寿園(南相馬市)

平成29年12月3日

第30回野馬追の里健康マラソン大会

マラソン・ウォーキングを含め23名参加 しました。



平成29年12月13日~15日 インターンシップ受入れ

いわき支店にてインターン実習生を受け 入れました。



平成30年2月1日 あぶしんマネースクールを開催

今年度は、新地小学校にて開催いたしま した。



平成30年2月18日 「おだか千本桜プロジェクト 第5回桜植樹祭」へ参加



9日 震災対応模擬訓練を

実施

11日 福島県内信用金庫一斉 クリーン作戦の実施

14日 第5回南相馬市 鎮魂復興市民植樹祭 へ参加

21日 おだか秋まつりへ参加

26日 南相馬警察署による 金庫職員向けに 詐欺等の被害防止 対策講話を開催

10月28日~12月9日 各地区において 福祉施設等の 清掃作業を実施

11月

3日 愛宕神社例大祭 へ参加

3日 第30回野馬追の里 健康マラソン大会へ 参加

> 12日 富岡地区金融強盗 模擬訓練を実施

13⊟~15⊟ いわき支店インターン シップ受入れ

1月

4日 つみたてNISA 取り扱い開始

2月

1日 あぶしんマネー スクールを開催

2日~23日 各営業部店において 友の会・レディース会 による総会・新年会の実施

18日「おだか千本桜プロジェクト 第5回桜植樹祭」へ参加

平成29年6月1日 詐欺被害防止のため

ATM振込の一部利用制限開始 福島県内8金庫では、お客様の大切なご預金

を「還付金詐欺」「振り込め詐欺」等による詐欺 被害を防止するため70歳以上のお客様に対し ATM振込の一部利用制限を開始いたしました。

平成29年8月1日 信託商品の取り扱い開始

お客様の円滑な相続・贈与のニーズにお応えするため 個人向け信託商品の取り扱いを開始いたしました。

平成29年12月18日

お客さま本位の業務運営に関する基本方針 (フィデューシャリー・デューティー)を策定・公表

お客さまの最善の利益を追求し、基本方針に従っ てお客さま本位の業務運営を実践いたします。

平成30年3月9日 震災対応模擬訓練の実施

緊急時におけるお客様の安全確保、危機管理態勢の確 認や職員の最終的な避難も含め訓練を行いました。

サンデーバンキング(日曜日営業)のご案内

平日のご来店が難しいお客様は、ぜひご利用ください。

営業時間 日曜日9:00~15:00

※土曜日は営業しておりません。 ※12月30日~1月5日の年末年始および4月~5月 のゴールデンウィーク中の日曜日はお休みさせていただきます。

営業内容

- ●ご預金の預け入れ・払い戻し、□座の開設、お届け事項の変更等*1
- ●口座の自動振替のお申し込み ●各種ローンのご相談・お申し込み
- ●お振り込み・代金取り立ては翌営業日扱いとなります。
- ●信託・年金・国債・投資信託・保険商品等のご相談
- ●各種公共料金・クレジット料金等の払い込み*2 **×1** 一部お取り扱いできない業務がございます。
- 部お取り扱いできない公共料金・クレジット等がございます。 **%**2



▶東支店北原出張所(あぶくましんきんプラザ)(11:30~12:30は窓□休業時間とさせていただきます)

9:30~11:30 【平日】 午前の部 午後の部 12:30~17:30

9:30~11:30 【土日祝】 午前の部 午後の部 12:30~16:00

お客様の利便性向上のために

当金庫では、お客様の利便性向上を図り、気持ちよくご利用いただけるよう様々な取り組みを行っております。

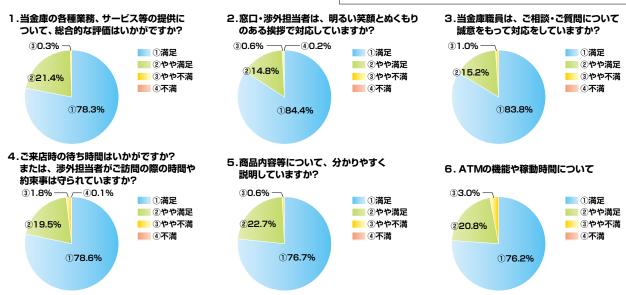
利用者満足度アンケート調査の実施

皆様から愛される金融機関を目指し、お客様の満足度をお聞かせいただきたく、「お客様アンケート」を実施いたしました。 皆様からお寄せいただきましたアンケートの結果を真摯に受け止め、より一層の金融サービス向上に向け、役職員一同努 力してまいりますので、今後も引き続きご支援・ご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

■ 1. お客様の満足度についてお伺いする「お客様アンケート」の調査結果について

お客様が「あぶくま信用金庫」の活動や職員の対応にご 満足をいただいているか、また、今後どのようにお客様の 期待に応えていくべきか、改善の参考にさせていただくこと を目的に実施いたしました。

調査対象 窓口ご来店のお客様、および得意先による 訪問先 実施時期 平成 30 年 1 月 515件 答



※比率は切り捨てにて表示しております。合計が一致しない場合があります。

■2. お客様のご意見・ご要望に対する取組み姿勢と具体的改善対応について

お客様から頂戴いたしましたご意見・ご要望につきましては、各営業店でできること、または、本部での対応が必要なものは、 担当部署が責任を持って対応してまいります。



お忙しい中、本アンケートにご協力いただいた皆様にお礼申し上げます。本当にありがとうございました。



店舗機能の充実

(1) 楢葉町にATMを設置

平成30年6月26 日、楢葉町に開業しま した「羹ふるタウンな らは」にATM 1台を 設置いたしました。



(2)テレビシステム導入

本部と一部営業店に、相互通信可 能なテレビシステムの導入を開始。 営業店の職員では対応しきれない専 門性の高い相談内容等に対し、専 門知識を持った本部職員が、テレビ モニターをとおしてご質問にお答え することができます。(※平成30年7



月15日現在導入店舗: 富岡支店、浪江支店、広野支店、東支店、飯舘支店、 久之浜支店、亘理支店、いわき支店、南出張所、あぶくましんきんプラザ)

(3)業務選択型発券機、着座式記帳台の設置、地図情報システムの導入

業務選択型発券機・お客さまのご用件にあわせてスムーズなご案内ができるようになりました。(本店営業部、相馬支店)

着座式記帳台・・・・・座って記入等が行える着座式の記帳台。(平成29年度は東支店に設置)

ローカウンター・・・・ゆっくり相談等ができるよう、ローカウンターを設置しております。

地図情報システム・・・タブレット端末の活用により業務の効率化を図り、これまで以上にお客様との面談機会を確保し、

ニーズにあったご提案やさらなるサービスの向上に努めてまいります。

(着座式記帳台、ローカウンターは、店舗内改装等により営業店ごとに順次整備してまいります。)



本店営業部の業務選択型発券機





東支店の着座式記帳台



地図システム

(4)移動相談会の取り組み

東日本大震災および福島第一原発事故により被災されているお客様からの、 預金の払い出し等の申し出や各種ご相談・お問い合わせ等に対応するため、 業務推進部内に「お客様サポート室」を設置し、同室のメンバーを中心に移動 相談会を開催しております。

※詳しくは、当金庫ホームページの「移動相談会のお知らせ」をご確認ください。

開催場所	開始年月	受付時間	開催頻度	受付人員	業務内容
福島市 県営北沢又団地集会所 *1	平成25年 5月	10:00 ~ 12:00	週1回	2名	
二本松市 石倉団地集会所*2	平成25年 5月	10:00 ~ 12:00	週1回	2名	1. 相談業務 ・既往貸付の
郡山市 富田町仮設住宅	平成23年 4月	10:30 ~ 12:30	週1回	2名	返済、条件変 更、新規貸付 ·各種相談
郡山市 南 1 丁目仮設住宅	平成25年 2月	10:30 ~ 12:00	月1回	2名	2. 事務関連業務・預金の取次ぎ・通帳・カード
郡山市 復興公営住宅富田団地	平成27年 9月	13:30 ~ 15:00	月1回	2名	等の再発行 ・その他
郡山市 復興公営住宅八山田団地	平成27年 9月	13:30 ~ 15:00	月1回	2名	

※1南矢野目仮設住宅より開催場所変更

(5)窓口レイアウトコンテストの開催

当金庫の女性活躍を目的とした 「スマイル向上委員会」による窓 ロレイアウトコンテストを定期的 に開催しております。各営業店 にて窓口を華やかに飾りつけ、 お客様に見て楽しんでいただけ るよう取り組んでおります。



^{※2}安達運動場仮設住宅より開催場所変更

地域の未来のために

マネースクールの開催

地域の将来を担う子ども達に楽しみながら「お金」についての知識と理解を深めていただけるよう、平成 29 年度も営業 地区内の小学校にてマネースクールを開催いたしました。



マネースクール授業の様子

日本銀行が作成した、「にちぎん☆キッズ マンガでたのしく学ぼ う、お金のイロイロ!」を使用してお金の流れを学んでもらいました。 また、お金にまつわるクイズやおこづかい計画帳を教材にお金の 大切さなども学んでもらいました。



新地町立新地小学校5年生 30 名参加 (平成 30 年2月1日)

インターンシップの受入れ

より多くの学生の皆さんに信用金庫への理解を深めてもらうために、 平成 28 年度よりインターンシップの受入れを行っております。

平成 29 年度は、営業地区内の高校生のインターンシップの受入れを 行いました。

業務内容をはじめ、信用金庫と銀行の違いや信用金庫が果たす地域で の役割、また業務体験等を通して信用金庫が大切にしている地域との絆 について理解していただきました。



平成 29 年度インターンシップ実施の様子

環境活動

住みよい社会を次世代に引き継いでいくため、当金庫は、環境に配慮した事業活動を行っていくことを宣言し、活動して います。

● 融資商品を通じた環境改善

地球環境にやさしいエコカー(ハ イブリッド車・電気自動車等)購入 の方にはローン金利の優遇を行って おります。



■ LED照明の使用による 環境への配慮

本部及び一部の店舗では、照明 器具をすべて LED とし、電力使用 量とCO2の削減により、地球環境 へ配慮した店舗としております。



●クールビズ・ウォームビズの 継続的な実施

平成20年度よりクールビズ・ウォー ムビズを継続的に実施しております。







人材育成

コンサルティング機能を強化し、お客様への提案、問題・課題解決をサポートするため、 様々な研修や資格取得により能力向上に努めております。

■新入職員研修

福島県内の信用金庫合同による入庫前研修を実施しています。地域の役に立ちたいという同じ志を持つ仲間が集ま ることで、社会人としての自覚や信用金庫人としての目標意識を持つことを目的としています。

トレーニー制度

■ 本部トレーニー制度

営業店の職員に対して、 本部の専門部署でマン ツーマンによる指導を 行っております。

■ 外部トレーニー制度

有価証券運用に必要な専門的な知 識習得のため、信用金庫の上部団体 である信金中央金庫でのトレーニー 研修に職員を派遣しております。

■ 外部講師による研修

職員階層別に、新規開拓研修等を 行っております。実地研修によるスキ ルの体得、営業店へのフィードバック による収益力向上を目的としています。

■資格取得の奨励

各種通信講座や資格試験の受験を奨励し、 試験合格者には奨励金を支給し、スキルアップ に対する支援を行っております。

当金庫職員の 主な保有資格 証券アナリスト、宅地建物取引士、1級ファイナ ンシャル・プランニング技能十、2級ファイナンシャ ル・プランニング技能士

■勉強会の開催

若手職員のスキルアップを図るために、外部から講師を招いて勉強会を開催しています。

また、証券アナリスト資格を持つ職員が講師となり、投資信託の勉強会や金融商品関連の試験前勉強会を行うなど、 若手職員の育成に力を入れています。

女性活躍推進

当金庫では女性を積極的に登用し、「すべての職員がいきいきと やりがいのある職場環境作り」に取り組んでおり、女性職員の育成と 活躍できる環境を今後さらに整えてまいります。

■ 女性管理職の登用

平成29年度は新しく3名の女性職員を課長職に任命し、管理職 における女性の比率は 17% となっています。

■ 融資業務

当金庫では、融資業務を担当する女性職員の割合が 46% となっ ております。

■ 渉外業務担当

平成 21 年に渉外係となった女性職員が、現在は得意先係の管理 職となり、能力を発揮しています。得意先係の女性職員の割合は、 23%となっております。

(平成30年4月1日現在)



内部研修の様子



新しく課長職に任命された女性職員



内部管理態勢

内部統制基本方針

経営方針に則り、業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備に係る内部統制基本方針を定め、有効に機能させる ことで適切な経営管理(ガバナンス)態勢を構築してまいります。

■業務の健全性・適切性を確保するための態勢

当金庫は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事 業活動に関わる法令等の遵守、資産保全の目的を達成するため、 信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の

規程に基づき「内部統制基本方針」を定め、その態勢整備により 「業務の健全性・適切性を確保」することとし、本方針に従って 継続的に整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

内部統制基本方針

- ●理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 2理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ❸損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- **④**理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 前号の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑦理事及び職員が監事に報告をするための体制
- 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ●監事の職務の執行について生じる費用の前払い、または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生じる費用または 債務の処理に係る方針に関する事項
- ●その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス態勢

社会的責任と公共的使命を全うするための、全ての業務における共通の規範がコンプライアンスであると考え、役職員一 人ひとりが高い倫理観を持って行動し、地域の皆様から信頼され支持されるよう努めております。

■コンプライアンス(法令等遵守)への取組み

当金庫は、地域金融機関としての社会的責任 (CSR)と公 共的使命を常に自覚し、金融取引における法令、ルール、社 会的規範を遵守し、健全・堅実な業務運営に努めております。

また、当金庫が今後とも将来にわたり、地域の皆様から 信頼され支持されていくためには、役職員一人ひとりが高い 倫理感を持って行動しなければならないと認識しております。 組織的遵守態勢としては、本部に統括部署を設置、さらに は本部各部及び営業部店に「コンプライアンス責任者」を配 置し、日常業務における法令等遵守のチェックならびに教育・ 指導を実施しており、各部店内におけるコンプライアンスの 周知徹底に努めております。さらに、連続休暇・離席制度に より休暇者・離席者の遵守状況を第三者がチェックすること で不祥事件等の未然防止を図っているほか、公益通報者保 護法施行に伴い、不正行為等の早期発見と是正を目的に内 部通報制度に関する規程等を定め、コンプライアンス態勢を 強化しております。

今後もより一層のコンプライアンスに基づく行動を徹底し、 信頼され選ばれる金融機関として取組んでまいります。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに係る諸規定の整備、職員のコンプライアンス研修計画等、 コンプライアンスを実現させるための実践計画で単年度更新されます。

- ①各種研修会等の機会を通じ、コンプライアンスの啓蒙に努めます。
- ②臨店指導を実施し、法令等遵守状況等の検証をします。
- ③原則として毎月1回以上勉強会を実施し、認識の強化を図ります。
- ④本部関係部署と連携を密にし、年4回研修会を実施します。
- ⑤ 不正行為の防止を図るため、連続休暇取得状況等のチェックを実 施します。
- ⑥コンプライアンス・オフィサー認定取得を推進します。
- ⑦苦情・クレーム等の発生要因を分析し、結果をフィードバックし、 再発防止を図ります。
- ⑧年2回定期的に、コンプライアンス定期チェックを実施します。
- ⑨リーガルチェックの徹底・強化を図ります。
- 10犯罪収益移転防止法の周知と遵守を図ります。
- ⑪外国口座コンプライアンス法 (FATCA) の周知と徹底を図ります。
- (2)マイナンバー制度の厳格な取扱いの周知徹底を図ります。
- 13優越的地位濫用防止の周知を図ります。
- 14利益相反取引の周知を図ります。
- (5コンプライアンス6ヶ条誓約カードを携帯し、遵法精神の涵養を図

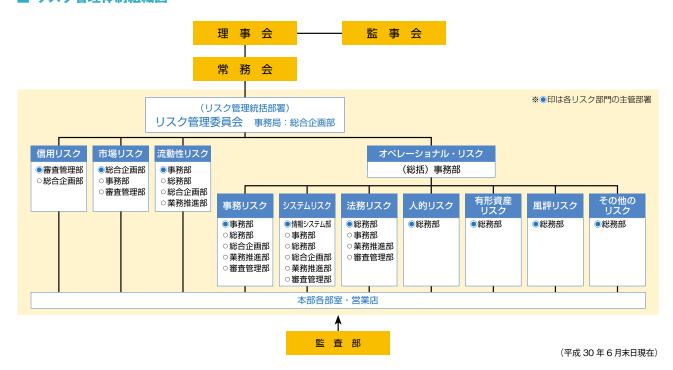


リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展や規制緩和による金融技術 の発展など環境の変化によって、金融機関の業務はますま す多様化、複雑化しており、直面するリスクは量的にも質 的にも大きく変容しています。こうしたなか、当金庫では、 リスク管理を最重要課題と位置づけ、規程、要領の整備を

強化するとともに、様々なリスクに対して的確に対応できる 管理態勢の構築を図るため統合的リスク管理統括部署とし て、リスク管理委員会を設置し、経営の健全性の維持向上 に努めております。

■ リスク管理体制組織図



■ 対象とするリスク

Mac y o 7	
リスクカテゴリー	リスクの説明
信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む)の価値が減少ないし消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。
市場リスク	市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。 ●金利リスク 金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。 ●価格変動リスク 有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。 ●為替リスク 外国為替相場の変動によって、外貨建資産の円換算での資産価値が変動するリスク。
流動性リスク	流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクをいいます。 ●市場流動性リスク 市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。 ●資金繰りリスク 当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。
オペレーショナル リスク	オペレーショナルリスクとは、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクに分類されない他の全てのリスクとし、様々な人為的または技術的エラーによって生じる損失を被るリスクをいいます。 ●事務リスク 役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。 ●システムリスク コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。 ●法務リスク 当金庫の経営や顧客との取引等において、法令や庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することにより、当金庫の信用失墜や法的責任追及を招き損失を被るリスクをいいます。 ●人的リスク 人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシュアルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。 ●有形資産リスク 地震、火災、風水害(台風・大雨・土砂崩れ・洪水)等による災害が発生した場合に、当金庫が保有する建物、設備、什器・備品などの有形資産が、損害・損失を被るリスクをいいます。 ●風評リスク 当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスクをいいます。 ●風評リスク 当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスクをいいます。 ●風評リスク 当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスクをいいます。 ●産の内容が劣化し、顧客から見て当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより生じた風評や、役職員自らの行為や第三者の行為により生じた風評の流布等によって、損失を被るリスクをいいます。 ●その他のリスク 上記区分に含まれない様々なリスク、例えば犯罪等の偶発的に発生する事故・事件等をいいます。

統合的リスク管理

当金庫では、把握可能なリスクの計量化に努め、その合 計である統合リスク量が経営体力以内に収まるようリスク をコントロールすることで健全性を確保すること、及び配分 されたリスク資本と結果としてのリターンを対比し、資本の 効率的活用や収益性の向上を図ることを目的として、統合

的なリスク管理を行っております。

計測手法は、信用リスク及び市場リスクは VaR (バリュー・ アット・リスク)、オペレーショナルリスクは基礎的手法を 採用しております。

金融犯罪防止への取組み

近年、預金口座を不正に利用する「振り込め詐欺」等や、 偽造・盗難キャッシュカード、インターネットバンキングに よる預金等の不正な払戻し等が社会問題となっております。 こうした問題に対し、当金庫では、お客さまに安心して

ご利用いただけるよう、各種対策を講じ、セキュリティーの 向上に努めるとともに、お客様の立場に立った対応を一層 強化してまいります。

■「振り込め詐欺」等による口座不正利用への対応

- ●預金口座開設時に、お客様のご本人確認を徹底しております。
- ATM 等で行われた取引について、不正取引のモニタリングを行っております。
- ●万が一、預金口座の動き等が「疑わしい取引」と判断した場合は、迅速に監督官庁へ届け出ております。
- 警察、行政当局、ヤミ金融等被害者対策会議等に対し、積極的に協力のうえ、対応しております。
- ●普通預金規程に基づき、偽名口座、借名口座、口座の譲渡が明らかになった場合、また、預金口座が法令や 公序良俗に反する行為に利用され、もしくはその恐れがあると認められた場合等には、預金取引停止または口 座解約を迅速かつ適切に実施しております。
- ●携帯電話が還付金詐欺等に利用される事例が多発していることを受け、ATM コーナーでの携帯電話利用を制 限させていただいております。

■キャッシュカード、ATM等のセキュリティ対応

- ●キャッシュカードの磁気ストライプ上の暗証番号をクリア
- ●窓口及び ATM でのキャッシュカードの暗証番号変更受付
- ●偽造キャッシュカードの被害に遭われた方に真摯な対応と説明を行う体制の構築
- ●日常のキャッシュカード管理の厳格化等について、ポスター、ホームページ等によ る啓発
- ●平成 18 年2月5日から1日あたりの ATM による引出限度額を 50 万円に一律引き
- ●キャッシュカードの暗証番号登録・変更時に「推測されやすい番号」を注意喚起す るシステムの導入
- ●キャッシュカード偽造防止のための IC キャッシュカードの導入
- ATM による 「異常な取引」 をチェックする体制の構築
- ATM に覗き見防止フィルムの貼付け
- ATM に暗証番号入力時、テンキーナンバーのシャッフル化
- ●後方確認ミラーの設置
- ●詐欺被害防止のため ATM 振込の一部利用制限 (70 歳以上で過去3年以上キャッシュカードによる ATM 振込実績がない口座)





お客様からの苦情・紛争等への対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、 内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めております。

■苦情処理の措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ適切に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備しております。 苦情等は、営業店または次の担当部署へお申し出ください。

あぶくま信用金庫 総務部

〒 975-0003 福島県南相馬市原町区栄町二丁目 4 番地 受付時間 当金庫営業日9:00 ~ 17:00 TEL (0244) 23-5132 FAX (0244) 24-1601

受付媒体 電話、手紙、面談

全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)

〒 103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 TEL (03) 3517-5825

受付時間 信用金庫営業日9:00 ~ 17:00

受付媒体 電話、手紙、面談

■紛争解決の措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(東京三弁護士会)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決 を図ることも可能ですので、当金庫総務部または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立 ていただくことも可能です。

東京三弁護士会

東京弁護士会紛争解決センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 TEL (03) 3581-0031

受付日 月~金(祝日、年末年始除く)

受付時間 9:30~12:00、13:00~15:00

第一東京弁護士会仲裁センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 TEL (03) 3595-8588

受付日 月~金(祝日、年末年始除く)

受付時間 10:00~12:00、13:00~16:00

第二東京弁護士会仲裁センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 TEL (03) 3581-2249

受付日 月~金(祝日、年末年始除く)

受付時間 9:30~12:00、13:00~17:00



あぶくま信用金庫の「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」

あぶくま信用金庫は、「地域社会の繁栄と地区住民の豊かな未来の創造」を経営理念としております。この経営理念を実 践するため「お客さま本位の業務運営に関する基本方針(フィデューシャリー・デューティー)」を策定いたしました。

役職員全員が、お客さまの最善の利益を追求し、経営理念にある「地区住民の豊かな未来」の実現のため、本基本方針 に従ってお客さま本位の業務運営を実践してまいります。

■ 1. 【お客さまの最善の利益の追求】のために

- ●金融商品やサービスの提案にあたっては、お客さまとしっかり向き合いライフサイクルやニーズ等をお聞きし、 お客さまにふさわしい金融商品やサービスの提案を行います。
- ●ご高齢のお客さまに金融商品やサービスを提案する場合には、当金庫のルールに従って、お客さまの最善の 利益が損なわれないよう、ご高齢のお客さまにふさわしい金融商品やサービスが提供できるように対応いた します。
- ●当金庫は、お客さまの豊かな未来の実現のため、ライフサイクルに応じた金融商品の提案を行うとともに、 経済環境や市場動向を踏まえた適切な情報提供に努めます。
- ●お客さまにご負担いただく手数料について、透明性を明確にし、分かりやすい説明に努めます。

■2.【利益相反の適切な管理】のために

- ●当金庫は、金融商品の販売に際して受け取る手数料などの報酬をお客さまにご理解いただけるようわかりや すく開示することに努め、手数料を優先した商品の販売・提案は行いません。
- ●お客さまとの間に利益相反が発生するような事案については、別に定める「利益相反管理方針兼管理規程」 および「顧客説明管理規程」に基づき、適時適切に管理してまいります。

■3.【お客さま本位の業務運営を実践していく体制整備】のために

- ●「お客さま本位の業務運営」を実施・定着させていくために、職員に周知徹底してまいります。
- ●当金庫は、職員に対しお客さまの最善の利益を追求するとともに、誠実・公正な提案ができるよう教育や研 修を行い専門資格の取得を奨励し、お客さまに良質なサービスを提供できる人材の育成に取り組んでまいり ます。

■ 4. 【お客さま本位の業務運営の実施状況開示】のために

- ●当金庫は、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の実践結果として、「積立投信の契約状況」、「専門 資格の取得状況 | 等下記に示した指標の公表を定期的に行ってまいります。
- ●開示指標の公表、本方針・管理体制の見直しについては毎年見直しのうえ、必要があれば改正します。
- ●開示方法は、ディスクロージャー誌およびホームページにて行います。
- ●開示指標 (KPI) は、下記のとおりとします。
 - ●積立投信の契約状況
 - ② NISA 口座の利用状況
 - ❸毎月分配型投資信託および毎月分配型以外投資信託の販売状況
 - ●預かり資産残高(投資信託・保険)
 - ⑤ FP 資格取得割合
 - ⑥職員向け金融商品販売研修の実施回数

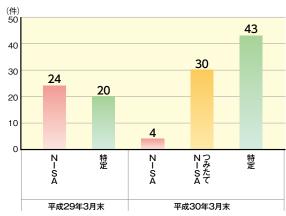


お客さま本位の業務運営の実施状況開示について

当金庫は、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の取り組み状況として、下記の 6 項目を公表することとして おります。

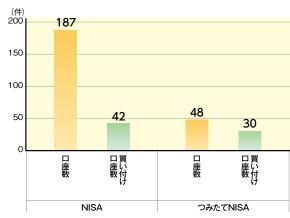
役職員全員が、今後も基本方針に基づき、更なるお客さま本位の業務運営に取り組んでまいります。

積立投信の契約状況(口座別)



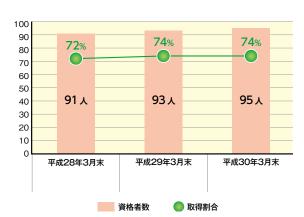
長期的な資産形成のニーズに対して、長期・分散に資する運 用方法として積立投資契約をご提案しております。

NISA口座の利用状況



非課税制度の NISA を活用したお客さまの資産形成のアドバ イスを行っております。(平成30年3月末)

FP資格取得割合



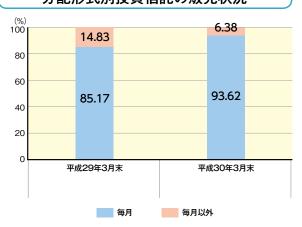
お客さまから安心して相談していただけるよう、専門資格の 取得を奨励しております。

預かり資産残高



投資信託・公共債・保険等の商品をご用意し、お客さまの資 産形成ニーズに対応しております。(平成30年3月末)

分配形式別投資信託の販売状況



お客さまの効率的な資産形成のため、毎月分配型以外の商品 も取り扱っておりますが、毎月分配型の商品の販売割合が高いの が現状となっています。引き続き効率的な資産形成について丁寧 に説明し、お客さまのニーズに沿った提案に努めてまいります。

職員向け商品販売研修の実施回数

種目	研修内容	実施回数 (回)
	投資信託商品	2
	つみたて NISA	2
投資信託	積立投資信託	1
仅只信託	つみたて NISA 商品	1
	証券外務員試験	1
	事務手続き	1
	医療保険商品	1
保険	定期保険商品	1
	シニア保険商品	1
公共債	事務手続き	1

お客さまへ的確なアドバイスが行えるよう、講師を招き職員 の専門知識・スキル向上に努めております。

各種方針·指針等

法令等遵守方針

当金庫は、地域金融機関として高い公共性と地域社会の発展に貢献するとい う重大な社会的責任(CSR)と使命を十分に認識し、地域社会から信頼される 金庫経営を確立するため、「法令等遵守態勢」の確立を経営方針の柱の一つとし て経営課題に掲げ、法令等遵守を重視した企業風土の醸成に努め、新たな法令 や諸規則にも適切な対応を図るために、以下のような遵守方針を掲げ態勢強化に 努めるアととします。

I法令等遵守に係る方針

1. 公共的使命・社会的責任の遂行

金融機関に求められる公共的使命と社会的責任を十分認識し、自己責任に基づ く健全かつ適切な業務運営を通じて、社会から揺るぎない信用・信頼の確立を図 る。

2. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守するとともに、常に確固たる倫理観と正義感 に基づいた誠実かつ公正な業務運営を図る。

3. 法令に準拠した規程等の整備と正確な事務処理

信用金庫法に掲げられた使命を遂行することにより社会的責任を全うし、地域社 会に信頼される金融機関たるべく法令に準拠した事務取扱規程等を整備し、更に リスクに強い態勢を整えることによって正確な事務運営を図る。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもつ てこれを排除する。

5. 不正行為の早期発見と是正

コンプライアンス違反行為の通報及び公益通報者保護法に基づく職員等からの 組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報へ適切に対処するとと もに、不正行為等の早期発見と是正を図る。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以 下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の 保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その 他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改 善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・ 生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1)個人情報等の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等を取得します。また、 金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、 生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、 勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入状況など、金融商品を お勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認 させていただくことがあります。
- ・お客様の個人情報は、①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出 いただく書類等に記載されている事項、②営業店窓口係や得意先係が口頭で お客様から取得した事項、③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入 力事項、④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者か ら提供される事項、⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2)個人情報の利用目的

- ・当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利 用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用しま す。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、 取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等 を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。
- A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます。) の利用目的
- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく 資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥

当性の判断のため

- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する 場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場 合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサー ビスの研究や閏発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後処理のため
- ③その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (法令等による利用目的の限定)
- ①信用金庫法施行規則第 110 条により、個人信用情報機関から提供を受けた 資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調 査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第 111 条により、人種、信条、門地、本籍地、保健医 療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営 その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- B. 個人番号の利用目的
- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター 等でもご覧いただけます。

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

当公庫は、ダイレクトメールの送付や雷話等での勧誘等のダイレクト·マーケティ ングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合 は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、 お取引店までお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

·当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人デー タを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正及び利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について、当金庫所定の用紙によ り開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させ ていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理 由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要 望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等、 または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、 その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支 払いただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合 は、お取引店までお申出ください。必要な手続についてご案内させていただき ます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個 人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

(リンクについて)

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェ ブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保 護についての責任はリンク先にあります。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行ってい ます。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよ う委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組み ます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつ きましては、お取引店または本部までご連絡ください。



金融業務における個人番号及び 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律」(以下「法」といいます。) 等に基づき、次のとおり、お客様の個人番 号及び個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」といいます。) の取扱いに関する基本方針を定め、公表します。

1. 関係法令・ガイドライン等の遵守

当金庫は、お客様の特定個人情報等を取り扱うにあたり、法及び「個人情報の 保護に関する法律」をはじめとする関係法令・ガイドライン等、当金庫が、策定 し別途公表している個人情報保護宣言、当金庫の諸規程を遵守します。

2. 個人番号の利用目的

- ①当金庫は、お客様の個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公 表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれ を取扱います。個人番号について、法で認められている利用目的以外では利用 しません。
- ②当金庫の個人番号の利用目的について、以下にて公表します。
- ・当金庫ホームページ
- ・当金庫営業店に備え付けのパンフレット

3. 安全管理措置

当金庫は、お客様の特定個人情報等について、漏洩、滅失または毀損の防止等、 その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情 報等を取り扱う従業者や委託先(再委託先等を含みます。) に対して、必要かつ 適切な監督を行います。

4. 継続的改善

当金庫は、お客様の特定個人情報等の取扱い等について継続的な改善に努め ます。

5. 照会・苦情等へのご対応

当金庫の特定個人情報等に関する照会や苦情につきましては、下記の窓口にお 問い合わせください。

お問い合わせ先 事務部事務管理課 TEL (0244) 23-5132

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあた り、本方針及び当金庫が定める庫内規程に基づき、お客様の利益が不当に害さ れるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もっ てお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の 事項を遵守いたします。

- 1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
- (1)次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
- ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
- ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行 う取引
- ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して 行う取引
- (2)①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他 の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
- ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
- ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
- ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、 お客様に適切に開示する方法
- 4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、 利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。 また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規程等を遵 守するため、役職員等を対象に教育・研修を行います。
- 5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に 際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る 契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。 その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商 品の重要事項説明について説明をいたします。
- 3. 当金庫は、誠実・公平な勧誘を心掛け、お客様に対し、事実と異なる説明を

したり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努 めます。

- 4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございまし たら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいり ます。

- ○当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令 等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店と して販売責任を負います。
- ○当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受 け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が 破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- ○当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただける ように情報を提供いたします。
- ○当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身保険※・住宅関連の 長期火災保険・債務返済支援保険・積立傷害保険(年金払を含む)」を除く保 険商品につきましては、法令等により以下のとおりが加入いただけるお客様の 範囲や保険金額等に制限が課せられています。(※の保険商品は、個人契約の 場合のみ(以下同じ))
- (1)保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金 庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取扱できません。
- ①当金庫から事業性資金の融資を受けている法人、その代表者・個人事業主 の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます。)
- ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
- (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が 21 名以上の融資先法人 等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身保険 を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)」の 契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付合 計額(以下「保険金額等」といいます。)を次の金額以下に限定させていただき ます。
- ・生存または死亡に関する保険金額等: 1,000 万円
- ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
- ①診断等給付金(一時金形式):1保険事故につき100万円
- ②診断等給付金(年金形式):月額換算5万円
- ③疾病入院給付金: 日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計 1万円
- ④疾病手術等給付金: 1保険事故につき 20 万円 【特定の疾病に限られる保険は 40 万円】※合計 40 万円
- ○当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照 会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたし ます。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご 案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。
- ○当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切 に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録 し、適切に管理いたします。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げ る反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する 基本方針 を定め、これを遵守します。

- 1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては 断固として拒絶します。
- 2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組 織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供 与は行いません。
- 4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放 運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から 法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

総代会制度について

総代会は、重要事項を決議する最高意思決定機関です。会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、 会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されております。

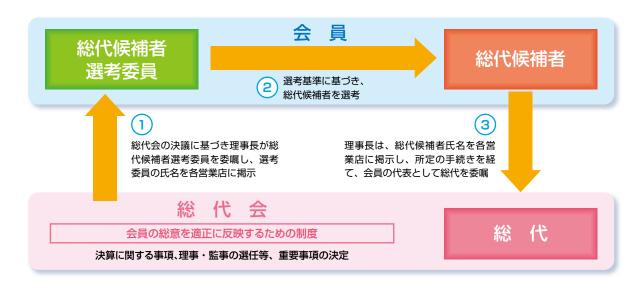
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を 基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同 組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、 1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加 することになります。しかし、当金庫では、会員数がたいへ ん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、 会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、 総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選

任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがっ て、総代会は総会と同様に、会員―人ひとりの意見が当金庫 の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより 選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事 業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切 にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきまして は、お近くの営業店までお寄せください。



総代とその選任方法

■ 1. 総代の任期・定数

- ○総代の任期は3年です。
- ○総代の定年は就任時点で満74歳を超えていない者です。
- ○総代の定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて 各選任区域ごとに定められております。

なお、平成30年6月末日現在の総代数は99人、平成 30年3月31日現在の会員数は13,436人です。

■ 2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に 反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、 総代候補者選考基準(注1)に基づき、次の3つの手続きを経 て選任されます。

- **①**会員の中から総代候補者選考委員を選任する。(注2)
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ❸その総代候補者を会員が信任する。 (異議があれば申し立てる)

(注1) 総代候補者の選考基準

- 1. 総代候補者は当金庫の会員でなければならない。
- 2. 総代候補者の選考基準は次のとおりとする。
- ①総代としてふさわしい見識を有している者
- ②良識を持って正しい判断ができる者
- ③人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- ④その他選考委員が適格と認めた者

(注2) 選者委員の選者基準

- 1. 総代候補者選考委員は、当金庫の会員でなければならない。
- 2. 総代候補者選者委員の選者基準は次のとおりとする。
- ①地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者 ②地域の事情に明るく、人格、識見ともに優れている者
- ③その他金庫が適格と認めた者



総代会の決議事項

総代会

平成30年6月15日、第68期通常総代会を開催し、 次の事項について報告ならびに付議され、それぞれ原 案のとおり承認されました。



●報告事項

- (1)一部営業店における営業時間変更に関する件
- (2)第68期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

●決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 定款第15条に基づく会員の法定脱退の件

第3号議案 定款の一部変更の件

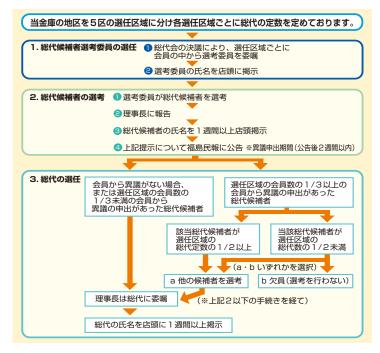
(1)休眠預金法における公告方法に関する件

第4号議案 理事補充選任の件

総代の氏名等

				(平成30年6月末日現在)
区	総代数	区域別の 構成比(%)		氏 名 (敬称略、五十音順)
第1区 40亿		本店営業部 25名	五十嵐 章②・石川 俊幸⑥・太田 光秋③・片山 高明③・鎌田 淳一③・河田修一郎⑦ 齋藤 健一②・佐藤 篤行⑫・志賀 吉延⑥・渋佐 克之⑦・庄司 岳洋③・鈴木 昌一⑧ 高橋 隆助④・千葉喜之助⑪・長澤 初男②・中島 照夫④・前田 一男②・武者 浩幸④ 森 大輔②・諸井 道雄①・門馬 浩二⑥・横山真由美②・渡邉 隆光④・渡部 武裕① 渡部 慶二②	
(南相馬地区)	46名	46.4	小 高 支 店 10名	菅野 保夫④・佐々木貞雄②・佐藤 研一④・志賀 貴幸①・橘 富昭⑧・林 靖② 松井 幸一③・三浦 邦夫⑪・三上 隆①・横川 徳明⑨
			東 支 店 8名	井上 光正⑤・遠藤 充洋②・鈴木 規義⑥・伹野 英治②・田原 義久④・衞輔馬融会① 森 里枝②・門馬 喬②
			飯 舘 支 店 3名	齋藤 達夫①・濱田 光弘②・渡邊 守男②
第2区 (福島地区)	3名	3.0	浪江·大熊支店 3名	鈴木 充男③・戸川 聡②・林 富士雄②
第3区 (浪江地区)	1124 1111	11.1	浪江支店 9名	朝田 英洋①·石田 慎一⑤·泉田 征慶⑤·大橋 敏⑦·叶 経道⑦·下河邉行高④ 前司 昭一③·松本 英明⑥·横山 佳弘⑥
()2()25027			双葉支店 2名	笠原 義雄⑨・佐々木清一⑤
			富岡支店 6名	猪狩 昭彦②・坂本 邦仁③・鈴木 洋一②・西山由美子②・早川 恒久④・渡辺 吏①
			広野支店 4名	猪狩 和見②・大和田幹雄①・根本 功①・吉田 稔②
第4区	21名	21.2	久之浜支店 2名	木村謙一郎②・白土 哲也⑥
(いわき地区)			夜の森支店 3名	鹿島 栄子②・山本 育男⑤・(福)福島県福祉事業協会③
			大熊支店 1名 いわき支店 5名	井上 文博9 岩本 哲児①・大越 俊正②・白岩不二男①・鈴木 健一①・半谷 正夫②
			いわさ又占 5名	安藤 光男⑩・植村 賢二②・小野 貞人③・菊地 逸夫③・小泉 正人④・菅原 恒佳⑤
第5区 18名	3名 18.1	相馬支店 9名	(福)相馬福祉会③・ 平間 武義⑥・ 鉾建 祐治①	
(相馬地区)	104	10.1	新地支店 4名	遠藤 満②・齋藤 利宏①・目黒 博樹②・目黒 雅夫②
			亘理支店 5名	門澤 俊夫①・齋藤 忠良⑥・佐々木 勇④・髙橋 良一①・日幸電機㈱①
合計	99名	100.0		

※丸数字は総代の就任回数です。



■総代の年齢別・職業別・業種別構成比

